

## 岩見沢市税条例の一部を改正する条例の概要

### 第 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）等による地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税種別割に係るグリーン化特例の延長を行うほか、所要の規定の整備を行う。

### 第 2 改正の内容

- (1) 燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（種別割のグリーン化特例）について、適用期限を 3 年延長する。

（附則第 18 条の 3 関係）

- (2) その他市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税等に係る所要の規定の整備を行う。

### 第 3 施行期日

改正の内容	施行日
上記第 2 (1) 上記第 2 (2)のうち、下記に掲げるもの以外	公布の日
上記第 2 (2)のうち、軽自動車税に係る改正の一部	令和 5 年 7 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
上記第 2 (2)のうち、市民税及び軽自動車税に係る改正の一部	令和 6 年 1 月 1 日
上記第 2 (2)のうち、市民税に係る改正の一部	令和 7 年 1 月 1 日

## 岩見沢市条例第14号

岩見沢市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月3日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市税条例の一部を改正する条例

岩見沢市税条例（昭和25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第27の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載し

た前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の2第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、第1項の例により賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第33条の3第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項本文中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改め、同条第6項中「によって」を「により」に、「当該特別徴収税額の12分の1の額(以下「月割額」という。)」を「月割額」に改める。

第33条の5を次のように改める。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)

第33条の5 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式若しくは第5号の15の2様式又は施行規則第2条の6の規定により総務大臣が定めた様式による納入書により納入しなければならない。

第33条の10第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の11第1項各号列記以外の部分中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額

を含む。以下この条及び第33条の14において同じ。))」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第33条の15第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の16第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第34条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第63条第3項中「の定数は、規則で定める」を「は、税務課職員の中から選任する」に改める。

第72条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第87条第1項前段及び第5項並びに第90条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改め、同条第3項から第12項までの規定中「第26項」を「第25項」に改め、同条第13項中「第29項」を「第28項」に改め、同条第14項中「第33項」を「第32項」に改め、同条第16項を次のように改める。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第5項中「(平成25年4月1日前に耐震改修(当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。))に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合は、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び契約をした日を証する書類)」を削り、同条第11項を同条第12項とし、同条第10項中「第13項」を「第17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して、規則で定める申告書を市長に提出しなければならない。

附則第18条の2の2を次のように改める。

第18条の2の2 削除

附則第18条の2の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第18条の2の7第3項を削る。

附則第18条の3第1項の表以外の部分中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

附則第18条の3第5項から第8項までを削る。

附則第19条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「10分の10」を「100分の35」に改める。

附則第21条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項前段中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 岩見沢市税条例(以下「市税条例」という。)第72条の改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第19条第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

(2) 第27条の9並びに第30条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、第32条、第33条の3、第33条の10、第33条の11並びに第33条の15の改正規定並びに附則第18条の2の3並びに附則第19条第3項の改正規定、並びに次条第1項並びに附則第4条第1項(新条例附則第19条第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第29条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第72条第1号エ及び附則第19条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第18条の2の2及び第18条の2の7第

3 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 18 条の 2 の 3 第 4 項の規定は、令和 6 年 1 月 1 日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 18 条の 3 の規定は、令和 5 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 4 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度以前の年度分の都市計画税については、なお従前の例による。